

くらしに役立つ制度紹介



米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel.52-1969
藤田正雄 Tel.55-1128
太田幸代 Tel.54-2286

http://www.jcp-maibarashigidan.com/

資格期間が10年に短縮

年金を受け取る人が増えたいです

今回は、年金の受給期間が10年に短縮にされ、本年の2月から7月にかけて該当すると思われる方には請求書提出の文書が送付されています。10年以上資格がありながら請求書が到着していない方は、年金事務所または市の保険課にお尋ねください。

【問】年金を受け取れる人が増えたと聞いたのですが。

【答】はい、法律が改正され、新たに年金を受け取れる方が増え、年金額を増やすこともできます。

【問】まず、年金制度の概略を教えてください。

【答】年金は表1のように、第1号、第2号、第3号被保険者に分かれます。20歳以上の全ての人が加入する国民年金と、会社員や公務員が加入する厚生年金の2階建てになっています。

【問】年金を受けていない知り合いが「年金支給の請求書」が送られてきたと言っています。

資格期間25年が短縮される

【答】これまで年金を受け取れる「資格期間」は25年間で上でした。25年以上の保険料支払いが必要でしたが、今年8月から、必要な期間が「10年」に短縮されます。「資格期間」とは国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間。サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合などの加入期間）。年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間。これは「カラ期間」と呼ばれ、保険料を支払った期間に合算できる対象期間で

10年を満たすための対策を

【問】私は10年を満たしていません。

【答】年金加入期間が10年未満の人の場合、次の対応が考えられます。

- ①年金加入記録に漏れがある。
- ②60歳から65歳まで任意加入する（昭和40年4月1日以前生まれの人は70歳まで）。
- ③保険料後納制度を使い、未納期間を解消する。
- ④合算対象期間がある。この方々へは、年内をめどにお知らせの送付が開始されます。

【問】以前、「宙に浮いた年金」が話題になりましたが解決

す。これらを合算したものが「資格期間」です。資格期間が10年（120か月）以上あると、年金を受け取ることができます。

【問】誰が受け取れるか分かるのですか。

【答】新たに年金を受け取れるようになる10年以上25年未満の資格期間の人には、日本年金機構から年金請求書が郵送されます。申請が必要です。

【問】いつから受給できるのですか。

【答】すでに65歳以上で保険料納付済期間が10年以上の人は、最も早い支払いで今年の10月に9月分が支払われます。以降、2か月分の年金が偶数月に支払われます。厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は60歳以上65歳未満の方も9月分から支給されます。

表1	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業、農業、フリーター	70歳以下の民間会社で働く人や公務員等	20～60歳の2号被保険者の被扶養配偶者
料	国民年金保険料 16,490円（免除制度あり）	厚生年金保険料に含まれる	配偶者の制度が納付し、保険料は直接支払わ

米原革新懇講演会

日時 8月20日(日) 14:00開会

場所 米原市近江公民館2階研修室

内容 「戦後70年間、戦争をしなかった国を支えたものは～自民党は憲法をどう変えようとしているのか」

講師 玉木昌美弁護士(滋賀第1法律事務所) **是非参加をお願いします。**

【雑感】終戦の8月のテレビや新聞では、広島・長崎の原爆の悲惨さや戦争の残酷さ、NHKの731部隊を取り上げたものや、戦時中の残虐行為を知らなかった人々の愚かさを指摘するものが多く、戦後70年経った今でも、戦争の悲惨さを思い出し、戦争の残酷さを語り継ぐことが大切だ、と多くの人が言っている。戦時中の残虐行為を知らなかった人々の愚かさを指摘するものが多く、戦後70年経った今でも、戦争の悲惨さを思い出し、戦争の残酷さを語り継ぐことが大切だ、と多くの人が言っている。